

北中城村立島袋小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向

基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。いじめから一人でも多くの子どもを救うためには、児童を取り囲む大人一人一人が「いじめは絶対に許さない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子にも、どの学校でも起こりうる」との意識を持ち、それぞれの責任を自覚しなければならず、いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくっていくかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。このように、社会総掛かりでいじめの問題に対峙するために、本校では、国・地方公共団体・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの防止、いじめの早期発見に向けて取り組むものである。

2 いじめの定義

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法）

ここの行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた立場に立つことが重要である。この際、いじめには多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するかを判断するにあたり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努める必要がある。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合があることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ①冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ②仲間はずれ、集団による無視をされる
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ⑤金品をたかられる
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ⑧パソコンや携帯電話、SNS 等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

3 いじめ防止等に向かう学校の姿勢

(1) いじめの防止

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となって取り組みを行う。

- ①学校の教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」との理解を促す。
- ②児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- ③いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。
- ④全ての児童が安心でき、自己有用感や存在感を感じられる学校生活づくりを推進する。
- ⑤地域、家庭と一体となった取り組みを推進するため、いじめの問題への取り組みの重症性について普及啓発する。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、自走に関する全ての大人との連携を大切にしながら、その発見に努める。

- ①いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人の気づきにくく判断しにくい形で行われる事の特段に留意する

- ②些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から適切に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。
- ③いじめの早期発見のため学校は定期的なアンケート等を実施し、児童がいじめを訴えやすい体制を整える。
- ④地域、家庭と連携して児童を見守る。
- ⑤「24時間子どもSOSダイヤル」や「SOSミニレター」を周知をする。

（３）いじめへの対応

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちにいじめを受けた児童や、いじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行う。

- ①家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じて、関係機関と連携する。
- ②教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処のあり方について理会を深めておくようにする。
- ③学校における組織的な対応を可能とする体制を整備する。

（４）地域や家庭との連携

地域全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校と地域、家庭との連携が重要である。いじめ問題の対応については、学校運営協議会の活用や、学校とPTA・地域関係団体等が協議する場を設けたりするなど、地域や家庭と連携した対策を推進するとともに、個人情報やプライバシーの問題についても十分に配慮する必要がある。

また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるよう、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

（５）関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、学校や教育委員会の指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要であり、そのためには、平素から関係機関との情報交換や連絡会議の開催等、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

4 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

学校は、いじめの防止等のため、学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等の対策を行う組織を中核として、校長のリーダーシップのもと一致協力体制を確立し、教育委員会とも適切に連携を図りながら、学校の実情に応じた対策を推進する。

学校いじめ防止基本方針の策定

- (1) 学校は、国の基本方針等を参酌し、その学校の実情に応じ、「学校いじめ防止基本方針」を定める。
- (2) 学校いじめ防止基本方針には、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処など、いじめの防止等全体に係る内容であることが必要であり、具体的には、下記の内容が考えられる。
 - ①いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、包括的な取組方針を定めたり、その具体的な指導内容のプログラム化を図る。
 - ②校内研修等、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る取組を定める。
 - ③いじめの早期発見、いじめへの対処に関する取組方法等を具体的に定め、全教職員で共有し実施する。

学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

- (1) 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、教職員や地域関係者、心理・福祉等の専門的知識を有する者、その他の関係者により構成される組織を置くものとする。
- (2) 当該組織は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むにあたって中核となる役割を担い、具体的には、下記のようなことが想定される。
 - ①学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
 - ②いじめの相談・通報の窓口としての役割
 - ③いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
 - ④いじめの疑いに係る情報があつた場合に緊急会議を開き、いじめの情報と関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定など、組織的に実施するための中核としての役割

5 いじめに対する措置

(1) 基本的な考え方

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、教育的配慮のもと、人格の成長に主眼を置いた指導を行う。教職員全員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し対応にあたる。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。児童生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保する。

発見・通報を受けた教職員は、学校における「いじめの防止等の対策のための組織」に直ちに情報を提供し、その後は、当該組織が中心となり、速やかに関係児童生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って教育委員会に報告するとともに、被害・加害児童生徒の保護者に連絡する。

児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

(3) いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

いじめられた児童生徒から事実関係の聴取を行い、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。

また、児童生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意し、以後の対応を行っていく。

家庭訪問等により、迅速にいじめられた児童生徒の保護者に事実関係を伝えるとともに、徹底して守り通すことや秘密を守ること伝え、できる限り不安を除去する。事態の状況に応じて、複数の教職員の協力のもと、当該児童生徒の見守りを行うなど、いじめられた児童生徒の安全を確保する。

あわせて、いじめられた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族等）と連携し、当該児童生徒に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた児童生徒が、安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた児童生徒を別室において指導する等、いじめられた児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。また、状況に応じて心

理や福祉の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、状況に応じて必要な支援を行う。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

（４）いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

いじめたとされる児童生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得たうえ、学校と保護者が連携し以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

いじめた児童生徒への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。また、いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。児童生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう教育的配慮のもと、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応を行う。

（５）いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた児童生徒に対しては、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。また、学級全体で話し合うなど、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

すべての児童生徒が、集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

（６）ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど適切な措置を講じる。また、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察

署に通報し、適切に援助を求める。

SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）や携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていく。

（７）具体的な取り組み

- ① 年度当初、学校長による児童生徒への講話を行い、いじめ防止に関する基本的な考え方等についてメッセージを発信する。
- ② 年度当初、保護者や学校運営協議会等で学校におけるいじめ防止基本方針について周知する。合わせて、学校のホームページ上にいじめ防止基本方針を掲載する。
- ③ 校長室に、「島袋小学校いじめ防止対策推進本部」という看板を設置する
- ④ 各学級においていじめ撲滅メッセージを作成し、学校内に掲示する。
- ⑤ 心理検査を活用した学級の実態把握と分析を行い、学級経営の見直しを行う。
- ⑦ 学校評価の中にいじめに関する評価を組み入れ、検証と評価を行い、PDCAサイクルに基づいた取り組みを進める。
- ⑧ 児童生徒に対していじめに関する定期的なアンケートを実施する。
- ⑨ いじめ防止年間指導計画を作成し、学校の教育活動全体を通じた取り組みとなるよう取り組みの可視化を行う。

（８）その他の留意事項

① 組織的な指導体制

いじめへの対応は、校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立することが重要であり、一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、学校全体で情報を共有し、組織的に対応する。

いじめの問題等に関する指導記録を保存し、児童生徒の進学・進級や転学にあたって、適切な引き継ぎや情報提供できる体制をとる。また、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等も参加しながら対応する。

② 校内研修の充実

すべての教職員の共通認識を図るため、年に一回以上、いじめなどの生徒指導上の諸問題に関する校内研修を年間計画に位置づけて行う。

③ 校務の効率化

一部の教職員への過重な負担がかからないよう、また教職員が児童生徒と向

き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるよう、校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

④ 学校評価と教員評価

学校評価において、いじめの問題を取り扱うにあたっては、学校評価の目的をふまえ行う。この際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、学校は評価結果をふまえその改善に取り組む。

教員評価において、いじめの問題を取り扱うにあたっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な対応等が評価されるよう留意する。

⑤ 地域や家庭との連携について

地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。例えば、学校、PTA、地域の関係団体等がいじめの問題について協議する機会を設けたり、学校運営協議会を活用したりするなど、地域と連携した対策を推進する。

6 いじめ問題に取り組むための校内組織

いじめ防止法・第22条の規定により、本校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うために、本校の複数の教職員、および専門的な知識を有する者その他の関係者による構成するいじめの防止等の対策のための常設の組織（いじめ対策委員会）を以下の通り置く。

（1）基本構成員

校長 教頭 教務主任 各学年主任 生徒指導主任 教育相談担当
養護教諭 スクールカウンセラー SSW

（2）いじめ対策委員会の開催

いじめ対策委員会は、定期的に確実に実施できるように、子ども理解事前会議と併合して行う。また児童からいじめに訴えがあったときやいじめの恐れがあるとの情報がある場合は、臨時に開催する。

（3）校内の他の組織との関わり

いじめ対策委員会は、校内の他の組織（四者会、企画委員会、プロジェクト部会）と機能的に連携する。

（4）役割の内容

- ① 本基本方針に基づく取り組みや具体的な年間計画の作成に参画する。さらに学校長の判断により、保護者や地域住民等の協力を依頼する場合がある。

- ② 本方針の策定や見直し、学校で定めたいじめ防止の取り組みが計画的に進んでいるか点検し、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検討等を行う。必要に応じて計画の見直しを図るなど PDCA サイクルで取り組む。
- ③ いじめの事実確認の実施とその判断を行う。また組織的にいじめの早期解決に向けて対応する。
- ④ いじめの相談、情報等は全て本組織に集まることになる。特に第一報は管理職にできる限り早く集まるようにする。また、教職員及び児童以外からの情報・相談窓口の責任者は教頭が務める。その情報も生徒指導主任とできるだけ早く共有する。
- ⑤ 情報の記録・管理の責任者は教頭が務める。
- ⑥ 北中城村教育委員会の判断により、学校が重大事態の調査を行う場合は、本組織を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家も加えて対応する。

7 重大事態への対処

いじめ防止第28条の規定により、北中城村教育委員会または本校は、次に掲げる事態（以下「重大事態」）に対応し、当該重大事態と同種の事態の発生と防止に資するため、速やかに、当該北中城村教育委員会または本校に組織を設け、質問紙の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事案関係を明確にするための調査を行う。「重大事態」に当該するいじめとは、次のようなものをさす。

いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する事が余儀なくされている疑いがある時と認める。

※生命、心身または財産に重大な被害が生じた場合

○児童が自殺を企図した場合

○身体に重大な傷害を負った場合

○金品等に重大な被害を被った場合

○精神的な疾患を発症した場合

※相当の期間、学校欠席することを余儀なくされている場合

○不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合も含める。

なお本校において重大事態に係る事実関係を明確にするために組織を以下の通り置く。

(1) 基本構成員

校長 教頭 教務主任 生徒指導主任 各学年主任 養護教諭 教育相談担当
人権教育担当 スクールカウンセラー SSW PTA 会長 学校評議員 地域住民

(2) 役割の内容

① 重大事態に係る調査主体

ア 重大事態が発生した疑いがあると認められるとき、学校は、直ちに北中城村教育委員会に報告し、北中城村教育委員会は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。

イ 学校が主体となって調査を行う場合と、北中城村教育委員会が主体となっていく場合が考えられるが、学校が調査主体となる場合は(1)のメンバーを中心に、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。当該調査の公平性・中立性を確保するよう十分に留意する。

② 事実関係を明確にするための調査の実施

ア 民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではない。学校と北中城村教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図る。

イ 重大事態に至る要因となったいじめ行為がいつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったのかなどについて明確にする。それを軸に、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったについて明確にする。また、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的(初動段階からその時点まで)に整理して記録にする。

ウ 北中城村教育委員会や学校に不都合なことがあったとしても、事実を明確にする。学校は北中城村教育委員会及び関係機関等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。なお、事実の重大性を踏まえて、北中城村教育委員会など関係機関と適切に連携して対応に当たる。

エ いじめられた児童から十分に聴き取るとともに、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。その際、いじめられた児童の情報を提供してくれた児童を守ることを最優先した調査を実施する。

オ 調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。

カ 児童の入院や死亡など、いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場

合には、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。

(3) その他注意事項

ア 学校において、いじめの事実の有無の確認のため措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合においても、そのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らない場合もあり得る。その際には第28条第1項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、第23条第2項で行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行う。

イ 重大事態が発生した場合に、関係のあった児童が深く傷つき、学校全体の児童や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評被害が流れたりする場合も想定されるので、十分に留意する。

ウ 北中城村教育委員会及び学校は、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援を努めるとともに、予断しない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

(4) 調査結果の提供及び報告

ア 学校は北中城村教育委員会と確認しながら、いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したいか）について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。なお、情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告をする。

イ 情報提供に当たっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分に配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようにならないようにする。

ウ 質問紙調査の実施については、いじめられた児童またはその保護者に提供する場合があることを予め念頭に置き、調査に先立ちその旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置を講じる。

エ 調査結果の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童またはその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童またはその保護者の所見をまとめた文章の提供を受け、調査結果の報告に添えて北中城村長等に送付する。